

●丹波の森づくり条例（案）に係る解体新書（これまでの議論を踏まえて）

項目	規定（案）	規定へとつながった主な議論と狙い
（名称）	丹波篠山市未来へつなぐ丹波の森づくり条例	※要検討
（前文）	かつて、私たちの丹波地域に開発の波が押し寄せようとしていました。経済の発展こそが豊かさであるという時代の大きな流れの中で、私たちはあえてその潮流に立ち止まり、目先の開発よりも、先人から受け継いだ自然や歴史、文化の中にこそ、未来へつなぐべき本質的な豊かさがあると信じました。そして、画一的な都市化を追うのではなく、森に象徴される豊かな自然や文化を大切にしたい地域づくりを進めようという信念を込め、掲げられたのが次の「丹波の森宣言」です。 宣言１ 丹波の健全な発展をそこなうような自然破壊は行わず、森を大切に守り育てます。 宣言２ 丹波の自然景観を大切に、花と緑の美しい地域づくりを進めます。 宣言３ 丹波の文化景観及び歴史的遺産を大切に、個性豊かな地域文化を育てます。 宣言４ 丹波の素朴さと人情を大切に、安らぎと活力に満ちた地域づくりを進めます。 これまで丹波篠山市は、この宣言をまちづくりの原点として、大切に、そして着実に歩を進めてきました。その結果、美しいまちなみや豊かな自然、文化、そして特産物に恵まれた、多くの人々を惹きつける魅力ある地となっています。 「丹波の森宣言」は、私たちが常に立ち返るべき出発点であると同時に、未来に向けて一体となって目指すべき至高の目標でもあります。 私たちは、この宣言をこれからも変わらない心の拠り所としながら、<u>「丹波地域に息づく「森の資本」を活かし、新たな価値や喜びを創り出すことで、持続可能な地域社会を築き上げていきます。この美しく、かけがえのない丹波篠山市という農村を、誇りを持って次の世代へつないでいく」</u>ため、ここに本条例を制定します。	●「30 年前は外部からの開発圧があったが、今は変わってきている。当時のことをそのままするのではなく、未来へ繋ぐことが必然」吉良委員（5 月） ●「いわゆるオーバーユース（過開発）の課題が、アンダーユース（使われないことによる風化）になってきている。課題を整理する必要がある」田代委員長（5 月）： 【狙い】 前半で過去の「開発に立ち止まった歴史」をリスペクトしつつ、後半で「森の資本を活かし、新たな価値を作る」という現代のアンダーユース（風化）に立ち向かう決意へつなげました。
（目的）	第１条 この条例は、前文に掲げる「丹波の森宣言」の理念を、市民、事業者はもとより、<u>「本市を訪れる人々や移住を志す人々など、丹波篠山に心寄せる全ての人々が共有し、自ら丹波の森づくりに関わり、ともに歩を進めていく」</u>ことを目的とします。	●「宿泊客に、先人の取り組みがあって今の環境がある、例えば「水を汚さないで」と伝える。その説明をするときに説得的・象徴的な条例があるといい」安達委員（3 月） ●「先人が費やしてきた役務を経済価値に換算したらとんでもない額。また、関わるのが負担にならず『好きだな』と思うことが大切」吉良委員（3 月・5 月） 【狙い】 丹波の森の理念の共有から、更に踏み込み、関わりをもつことを目的として規定しました。加えて、人口減少社会において、重要な役割を果たすと期待される関係人口をイメージして規定しました。

●丹波の森づくり条例（案）に係る解体新書（これまでの議論を踏まえて）

項目	規定（案）	規定へとつながった主な議論（※要約）と狙い
（基本理念）	第2条 丹波の森づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとします。	—
	（1） 「 <u>先人から受け継いだ自然や歴史、文化、そして地域のつながりを大切を守りながら、今の時代を生きる私たちの知恵を重ね、</u> 」暮らしの喜びを生み出すこと。	●「農業は生きるための営み（継業）だが、農家としてはお金にならない色々なものを『継承』している。それがあるから色々なことができる」と伝えとすごく刺さる」吉良委員（5月） ●「浸透よりも『継承』が馴染むかもしれない。継承というワードを骨子にしていくべきではないか」田代委員長（5月） 【狙い】 単なる保存ではなく、先人の資産に「私たちの知恵を重ねる」という能動的な継承の形にしました。
	（2） 「 <u>人間中心の都合だけで考えるのではなく、あらゆる命が共に生きる世界の一員であることを自覚し、他の生物の営みにも心を寄せる、調和のとれた地域をつくること。</u> 」	【狙い】 この規定については、これまでの検討委員会の議論を直接的に反映したものではありません。しかしながら、清野委員においては、河合雅雄先生の教えを受け継ぐ神戸大学の里山共生寄付講座開講式において、マルチスピーシーズ ¹ の考え方に言及されました。この考え方は、丹波の森づくりの理念と親和性が非常に高く（というか地続き？）、現代的なトピックであるとともに、時間的な射程の長い概念であることから、盛り込んでどうかと考えました。
	（3） 「 <u>森の資本を活かすなかで、多様な人々との出会いを育み、そこで見つけ出した新しい価値や活気が、ふたたび地域の守り手となる「健やかな循環」</u> 」を育てていくこと。	●「完全無償では到底続かない。『仕事化（収益性）』することに尽きる。ビジネスと公共性のバランスが重要」吉良委員（3月） ●「収益性は大事。だが、これまで地域づくりに取り組んできた年配の方は、儲けることに対する抵抗があるようだ」横山委員（3月） ●「記念日をつくってイベントを開催したがあまり続かなかった。運用の課題がある」清野委員（3月） 【狙い】 無償のボランティアを強いるのではなく、新しい価値や活気（ビジネスや楽しさ）が生まれることで、結果として地域が守られる持続可能なサイクルを「健やかな循環」という言葉に込めました。

¹ マルチスピーシーズ（Multispecies）とは、従来の人間中心の視点を超えて、人間を含むあらゆる存在（動植物、微生物、精霊、機械など）が、絡まり合って世界を作り上げていることに注目する考え方だ。この概念は、「伴侶種（コンパニオンスピーシーズ）」を提起したダナ・ハラウェイ教授の影響を受けて生まれた考え方であり、最も新しい研究分野のひとつである。人間だけでなく、動植物や微生物といった他の生物種との相互作用や共生を重視し、生態系全体を含めた視点から生命体との関係性を理解しようとするものだ。（IDEAS FOR GOOD-社会をもっとよくする世界のアイデアマガジン-HP「マルチスピーシーズとは・意味」2024.2.29 より）

●丹波の森づくり条例（案）に係る解体新書（これまでの議論を踏まえて）

項目	規定（案）	規定へとつながった主な議論（※要約）と狙い
（基本理念） ※続き	（４） まちづくりの基本は「人」であることを大切に、 <u>「世代や地域を越えて共に学び合い、それぞれの成長や新しい挑戦を喜び、応援し合う風土をつくる」</u> こと。	●「地域での新たな取り組みの推進には地元の説得が不可欠である一方、現場では住民の負担感や責任論から反対に遭うなど、プレイヤーが孤立しやすい課題がある。地域の理解、応援が得られるようなものがあるといい。」吉良委員（２月） ●木は「植樹」から「既存樹木の管理・活用」へと課題が移行している。地域が活動を断念しかけた際に踏みとどまり、相談できる仕組みが必要である。また、既存リーダーの疲弊などを踏まえ若い人ややる気のある人を受け入れることが大事」谷垣委員（２月） 【狙い】 この規定は、「新しいことを始めようとして孤立するプレイヤー」や、『しんどくなって活動を諦めかけている地域のリーダー』を支え、若い人たちへ健やかにバトンを渡していくための規定としました。
（市民の役割）	第３条 <u>「市民は、丹波の森づくりの主役であることを自覚し、」</u> 次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。	●「形式的に条例を定めただけではダメ。鯖江市の『市民主役条例』のように、市民の中に主体性を形成していくアプローチが重要」横山委員（３月） 【狙い】 市民が丹波の森づくりの主役であることを明記しました。
	（１） <u>「日々の暮らしの中で」</u> 花や緑、里山、水辺などの自然を慈しみ、 <u>「自らの手で」</u> 美しい景観と健やかな環境を守り育てること。	●「市民の『生活感との一致』は非常に重要なポイント。楽しさやとっつきやすさがないと、いかに興味を持ってもらうかは難しい」倉委員（３月） 【狙い】 生活との距離感が近くなるような言葉、主体的な関わり、そして「楽しみながら」という言葉を選びました。
	（２） 郷土の歴史、文化、恐竜化石などの豊かな資源を学び、 <u>「楽しみながら新たな価値を共に創り出す活動」</u> に参画すること。	同上
	（３） 丹波篠山への誇りを持ち、地域の魅力を <u>「語り継ぐとともに、丹波の森づくりに関わる人々と互いに応援し合う」</u> こと。	（基本理念）の（４）に同じ

●丹波の森づくり条例（案）に係る解体新書（これまでの議論を踏まえて）

項目	規定（案）	規定へとつながった主な議論（※要約）と狙い
（事業者の役割）	第4条 市内外の事業者は、丹波の森づくりの理念を深く理解し、その事業活動が豊かな自然環境や美しい景観を損なうことのないよう、最大限の配慮をしなければなりません。	【狙い】 「市内外の事業者」としている点が重要です。丹波篠山の外から入ってきて開発やビジネスを行う事業者に対しても、「この土地で稼ぐなら、丹波の森の理念を理解し、景観を損なわない最大限の配慮をしなければならない」という網をかけています。 また、第4条の全体的な基調について、第1項から第3項にかけては、事業者が地域に対して負うべき「ネガティブ（マイナス）の抑制」から、「ポジティブ（プラス）の価値創造」へと、企業の責任とコミットメントがステップアップしていくような構造としています。
	2 事業者は、地域の歴史、文化、及び風土を尊重し、地域社会の一員として、丹波の森づくりの持続的な発展に寄与するよう努めるものとします。	【狙い】 「地域社会の一員として」という言葉を用いて、企業を単なる「外から来た経済活動の主体」ではなく、地元の自治会や伝統行事、森づくり活動などを共に支える「一員」として位置づける狙いがあります。これにより、企業が地域活動に取り組んだり、応援したりする持続的な関係性を規定しています。
	3 事業者は、自らの事業活動を通じて丹波の森の資産を創造的に利活用し、新たな価値の創出や地域経済の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとします。	【狙い】 検討委員会における「ビジネスや楽しさとリンクしなければ続かない」という議論の着地を試みました。森をただ守る対象（1項）から、企業の知恵で新しい価値を生み出す「資本（3項）」へと転換させる狙いがあります。ジビエ、木材活用、里山ツーリズム、地域の伝統を活かした新商品開発など、「環境を守ることが、企業の利益にもなり、地域経済の活性化にもなる」という「健やかな循環」を示しています。それを義務のような強い言葉ではなく、「主体的な努力義務」として表現しています。

●丹波の森づくり条例（案）に係る解体新書（これまでの議論を踏まえて）

項目	規定（案）	規定へとつながった主な議論（※要約）と狙い
（関係人口の役割）	第5条 <u>「丹波篠山市に心を寄せる人々は、丹波の森を共に育むパートナーとして」、</u> 次に掲げる事項に努めるものとします。	（目的）とやや重複するが【狙い】が異なるため、記述。 ●「宿泊客に、先人の取り組みがあって今の環境がある、例えば「水を汚さないで」と伝える。その説明をするときに説得的・象徴的な条例があるといい」安達委員（3月） ●「先人が費やしてきた役務を経済価値に換算したらとんでもない額。また、関わるのが負担にならず『好きだな』と思うことが大切」吉良委員（3月・5月） 【狙い】 観光客等を「消費するだけのお客様」にせず、地域の価値を尊重し、「共に育むパートナー」「仲間」として迎え入れるような関係性を規定しました。また、以下の（1）～（3）では、外の人が丹波篠山と結ぶ「関係性の深さ（グラデーション）」がステップアップしていく構造としています。
	（1） 丹波の自然、歴史、文化を深く尊び、その価値を次世代へつなぐための活動に自らも参画すること。	【狙い】 まずは丹波篠山の豊かな自然や歴史文化を「消費するだけの観光客」としてではなく、敬意を持って受け止める。そして、市や地域が用意した体験プログラムや環境保全活動などに「自ら参加する」という、外から関わり始める第一歩の役割を規定しています。
	（2）地域の知恵と自らの知恵を響かせ合い、この土地ならではの新たな喜びや活気を共に創り出すこと。	【狙い】 単なるプログラムへの参加（受け身）から一歩進み、その人が都会などで培ってきた知識、経験、スキル（自らの知恵）を地域に持ち込む段階です。地域の先達の知恵と「響かせ合う」ことで、これまでの丹波篠山にはなかった新しいイベントやビジネス、活気を文字通り「ともに創り出す（共創）」という一段上のクリエイティブな関わりを求めています。
	（3） 移住や二地域居住にあたっては、地域の習慣を尊重しつつ、自らの知恵や個性を活かして、地域をともに盛り立てていく仲間として活動すること。	【狙い】 一時的な来訪（点での関わり）ではなく、移住や二地域居住という「線や面での関わり」への深化です。滞在時間が伸びるからこそ、地域のルール（習慣）を大切にすると調和が求められます。しかし、単に大人しく従うだけでなく、自分の「個性」を発揮して、完全に「土地の人（地域の一員・仲間）」として未来を背負う規定としています。

●丹波の森づくり条例（案）に係る解体新書（これまでの議論を踏まえて）

項目	規定（案）	規定へとつながった主な議論（※要約）と狙い
（行政の役割）	第6条 市は、丹波の森づくりの実現に向けて、関連する取り組みを推進するものとします。	—
	2 市は、丹波の森づくりの理念への「 <u>共鳴</u> 」を広げ、市民、事業者、及び関係人口による主体的な参画と「 <u>創造的な活動が連鎖していくよう</u> 」、普及啓発に努めるものとします。	●「地区のまちづくり協議会の計画や、教育委員会のふるさと教育等の計画にも、この森づくりの理念を書き込んでいくことができればいいのではないか」谷垣委員（3月） ●「既存の行政計画は縦割り。これら諸計画と関連付けできるよう条例にしっかり書き込むことが重要」横山委員（3月） 【狙い】 行政単体でイベントをやるのではなく、市民や他部署、地域コミュニティ（まち協）の活動が次々と「連鎖していくためのハブ（土壌）」になることが行政の役割であると定義しました。